# 仕　様　書

１　件名

２学習用タブレット端末等賃貸借

２　目的

新学習指導要領に求められる児童生徒の情報活用能力を育成するともに，Society5.0 時代の教育を支える学習環境を実現するため，学習用タブレット端末等を整備する。

３　賃貸借期間

① ９３９台（軽野東小学校，深芝小学校，学務課分）
令和２年１２月１日 から 令和７年１１月３０日

② ７，４６１台（①を除く市内小・中学校分）
令和３年３月１日 から 令和８年２月２８日

※ 詳細は「別紙 賃貸借期間等一覧」のとおり

４　支払方法

月払いとする。

総額（税込）を６０月で除した額を月単価とし，月単価に支払い割合（端末台数による割合）を乗じた金額を支払うこととする。

５　納入場所

「別紙 賃貸借期間等一覧」のとおり

６　納入期限

受注者が責任をもって賃貸借期間の開始前日までに設置場所へ搬入・設置し，利用可能な状態にするものとする。

７　履行内容

① 学習用タブレット端末及び関連機器の納入
② ソフトウェアの納入
③ 周辺機器の納入
④ 設定支援・導入作業
⑤ タブレット端末操作研修
⑥ 保守・運用サポート

※ 詳細は「８　仕様」，「別紙 賃貸借期間等一覧」のとおり

８　仕様

（１）学習用タブレット端末

| 項　目 | 仕　様 |
|---|---|
| 端末 | iPad　第７世代以降　Wi-Fi モデル |
| ＯＳ | 日本語版 iPadOS13 相当以上 |
| ストレージ | 32GB 以上 |
| ディスプレイ | 10.2 インチ |
| 通信機能 | Wi-Fi（802.11a/b/g/n/ac），デュアルバンド（2.4GHz/5GHz），MIMO 対応 HT80 を備えること。 |
| カメラ機能 | インカメラ・アウトカメラ |
| 音声接続端子 | マイク・ヘッドフォン端子×１以上 |
| バッテリー駆動時間 | ９時間以上 |
| キーボード | Smart Connector 接続キーボード　RUGGED COMBO3（ロジクール製） |
| 重さ | 本体重量（バッテリー含む）が 483g 以下 |
| 外部接続端子 | Lightning コネクタ |
| 充電アダプタ，ケーブル | ・USB 充電用電源アダプタ<br>・ケーブルは端末１台に対し１本の他，予備用として 7,660 本を整備する。 |

（２）ソフトウェア

| 項　目 | 仕　様 |
|---|---|
| 授業支援ソフトウェア，アプリケーション | 下記のソフトウェア，アプリケーションの設定・動作確認を行う。<br>・iWork　・iLife　・ＮＨＫ for school　・Google Meet<br>・別途市教育委員会が用意するソフトウェア（５種類程度）<br>※市教育委員会と協議し決定する。 |
| 管理用ソフトウェア（MDM） | ・日本語のインタフェースで運用できること。<br>・クラウドサービスであること。<br>・管理者にて使用する管理画面は，Web ブラウザにて動作すること。<br>・管理画面にて，端末管理とアプリ配信管理を一元的に行うことができる機能を有すること。<br>・端末のリモートワイプ，リモートロックを実行する機能を有すること。<br>・盗難，紛失時の対策のため，端末位置情報の取得を行う機能を有すること。<br>・端末の不正改造（JailBreak）の検知を行う機能を有すること。<br>・指定した複数台の端末に対して一斉に初期化できること。 |

| | |
|---|---|
| | ・Volume Purchase Program（VPP）おける「管理対象の配布」に対応していること。<br>・Apple School Manager（ASM）に対応していること。<br>・Device Enrollment Program（DEP）に対応していること。<br>・Apple TV デバイス管理に対応していること。<br>・日本語対応のメーカーヘルプデスクに問合せが可能なこと。 |

（３）周辺機器

| 項　目 | 仕　様 |
|---|---|
| 端末 | Mac mini |
| ＯＳ | 日本語版 macOS Mojave 相当以上 |
| ＣＰＵ | 3.6GHz クアッドコア Intel Core i3 相当以上 |
| ストレージ | 256GB 以上の PCIe ベース SSD を搭載 |
| サイズ | 高さ 36mm×幅 197mm×奥行 197mm 以下 |
| インターフェース | USB 3 ポート(最大 5Gbps）×2，HDMI 2.0 ポート，ギガビット Ethernet ポート，3.5mm ヘッドフォンジャックを備えること。 |
| ディスプレイ | 21.5インチワイド液晶ディスプレイを付属し，HDMI にて本体と接続すること。 |
| キーボード | Mac mini 対応の JIS 配列 USB キーボード |
| 保守等 | ・USB3.0 対応の外付け HDD1TB を用意し，バックアップ設定をすること。<br>・5 年間の AppleCare カスタムサポートに加入すること。 |

※マウスについては，別途市教育委員会が用意する。

（４）設定支援・導入作業

| 項　目 | 仕　様 |
|---|---|
| 事前準備 | ・市教育委員会と事前に協議のうえ，納入に関する作業計画書を作成し，提出すること。 |
| 納入作業 | ・納入作業は，市教育委員会の承認を受けて行うこと。<br>・納入先施設の建造物及び既存機器，その他の物件に損害を与えた場合は，市教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに，受注者の負担において，速やかに現状復旧すること。<br>・納入する機器には，別途教育委員会が指示する管理ラベル（受注者名・管理番号，賃貸借期間等を記載したもの）を貼り付けること。<br>・不要となる梱包物等は受注者が撤去し，適切に処理すること。 |
| 設定等 | ・設定作業には Device Enrollment Program（以下 DEP という。）を利用すること。 |

| | |
|---|---|
| | ・Apple に対して DEP の申請を行い，DEP 注文番号を発行すること。<br>・受注者は Apple に対する DEP の申請を行う過程で発注者が行う必要のある作業内容を明確にし，発注者が該当作業を期日内に完遂することをサポートすること。<br>・Apple School Manager 及び Volume Purchase Program への登録を行うこと。<br>・iPad の設定内容については，「児童・生徒用」「教師用」の２種類を作成すること。<br>・必要であれば Apple School Manager にて ID を作成し，管理対象 Apple ID を割当てること。<br>・各納入場所で独立して運用が行えるように，MDM で作成する設定情報等は，各学校のグループ配下で変更等が可能なように作成すること。<br>・設定情報が入力されているファイルは，タブレット端末の利用者側では削除ができないようにすること。<br>・各設定の詳細については，市教育委員会と協議し決定すること。<br>・Mac mini に対して，初期設定とキャッシュサービス機能の設定をすること。 |

（５）タブレット端末操作研修

| 項　目 | 仕　様 |
|---|---|
| 研修内容等 | ・基本操作，トラブル対処法，授業支援ソフトの活用，授業での利活用の内容を含んだ研修を７回以上実施すること。<br>・管理者向け研修を１回以上実施すること。<br>・研修資料の印刷は，受注者が行うこと。<br>・タブレット端末納入前に研修を実施する場合は，納入端末と同環境の端末を用意すること。 |

（６）保守・運用サポート

| 項　目 | 仕　様 |
|---|---|
| AppleCare OS Support-Select | ・iOS に関する Apple 純正の問合せサポートを契約すること。<br>・契約期間は５年間とし，利用開始日については事前に市教育委員会と協議すること。 |
| 運用サポート | ・学校内にて障害が発生した場合及び端末の故障時対応に備え，学校専用のサービスデスクを設置すること。<br>なお，本サービスデスクは下記内容を含んでいること。<br>（ア）市教育委員会が Apple 社，既設ネットワーク作業会社に直接問合せすることを基本とし，ここで解決しなかった場合に専用のサービスデスクへ問合せをし，障害の切り分けを実施することとする。 |

| | |
|---|---|
| | （イ）サービスデスクの受付は土日祝祭日等を除く平日午前 9 時から午後 5 時までとし，学校の IT 担当者の問合せに対応すること。<br>（ウ）学校とのやり取りは，電話，電子メール，現地訪問とする。<br>（エ）修理が必要な場合，MDM を使って代替機に初期設定情報を流し込み，環境セットアップ実施後に学校に発送する。代替機が無い場合は，修理完了後，当該 iPad に環境セットアップ実施後に学校に発送すること。<br><br>・適宜下記のメンテナンスを実施すること。<br>（ア）OS とアプリのアップデート<br>（イ）システム環境維持に必要なトークン更新<br>（ウ）名簿年次更新 |

9　提出書類

| 種類 | 媒体 | 数 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 基本設計書 | CD-R・紙 | 各１部 | タブレット端末及び管理サービスに係る設計内容を示したもの。 |
| 設定情報一覧（シリアル番号等含む） | CD-R・紙 | 各１部 | 納入時までに行った全ての設定に関する手順及び設定内容を示したもの。 |
| 運用手順書 | CD-R・紙 | 各１部 | Apple School Manager 及び Volume Purchase Program 並びに MDM について，運用上必要な操作をまとめた手順書を納入すること。（導入後に発生しうる事象に関する操作手順を含む。） |
| 保守体制表 | 紙 | ２３部 | 保守対応の連絡先等を明示し，市教育委員会と各学校へ提出すること。 |

１０　賃貸借満了時の取扱

（１）賃貸借機器については，賃貸借期間満了後，返却する。返却の際は，データが記録されていることが想定される機器については，受注者においてデータを復旧不可能な状態に消去し，それを証明できる資料を市教育委員会へ提出すること。

（２）撤去，搬送，データ消去費等，返却に係る全ての費用は，受注者の負担とする。

（３）本賃貸借契約期間満了後，賃貸借機器に保存されているデータを，次回整備する機器へ移行する際，円滑に実施できるよう協力すること。

１１　補助金について

（１）本事業は，公立学校情報機器整備費補助金の対象となるため，本市と補助金交付申請に係る資料等を作成し，文部科学省に共同で申請や実績報告を行うこと。全端末を納品後，事業完了実績報告書を提出し，文部科学省に補助金を請求すること。

文部科学省への申請等の予定は次のとおりだが，変更になる場合がある。

【文部科学省への申請予定等】

令和２年８月　　補助金共同交付申請（予定）

令和２年９月　　補助金交付決定（予定）

令和３年２月以降　補助金事業完了実績報告（予定）

※ なお，補助金は補助事業完了報告後に，文部科学省から県をとおして受注者に交付される。

（２）公立学校情報機器整備費補助金の対象台数は，小学校１年生から中学校３年生までの対象となる児童生徒５,２６５台となる予定である。

（３）公立学校情報機器整備費補助金の詳細については，別添の参考資料及び文部科学省の「ＧＩＧＡスクール構想の実現について」のホームページに掲載されている公立学校情報機器整備費補助金要綱などの資料を確認すること。

１２　入札金額

入札金額は，総額（税抜き）とする。

ただし，公立学校情報機器整備費補助金の対象につき，**入札書には，補助金分を控除した契約希望金額の１００／１１０の額を記載すること。**

１３　守秘義務

（１）受注者は，本事業の実施に関し知り得た事項について，他に漏らしてはならない。また，市の許可を得ずに，複製，改変してはならない。

（２）受注者は，この契約における業務に従事している者に対し，在職中及び退職後において，作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。

（３）上記の規定については，本事業を完了し，又は解除した後であっても，なおその効力を有するものとする。

（４）本業務のため市から提供された情報等については，業務完了後，速やかに市に返還するか，市の指示に従い処理するものとする。

（５）本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は，当該者は受注者と同様の秘密保持義務を負うものとする。

（６）その他，神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること。

１４　付帯事項

（１）本件の積算にあたっては，文部科学省の「ＧＩＧＡスクール自治体ピッチ紹介ページ」のホームページに掲載されている基本パッケージを考慮すること。

（２）導入予定機器は新品の現行モデルであること。契約時に新製品がリリースされた場合，市教育委員会と協議の上，納入物品を確定させること。

（３）機器納入時の荷造り，運送据付工事及び現地調整に要する費用は受注者が負担すること。

（４）本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は，事前に市教育委員会の承諾を得ること。

（５）受注者が学校敷地内で作業を行う際は，事前に市教育委員会及び当該校に連絡すること。作業に際しては，児童等の安全管理を十分学校と協議し，事故のないように十分留意すること。

　また，市教育委員会及び当該校の指示に従い，学校の執務に極力支障を及ぼさないようにすること。

　なお，学校敷地内に入る際は，社員証等名札を着用し，その身分を明らかにすること。

（６）機器の初期不良または納品，設置，設定の不備に起因する機器の障害があった場合は，受注者の責任において，当該機器を速やかに障害以前の状態に復旧させること。

（７）受注者の瑕疵により発生した損害のため必要を生じた経費は，受注者が負担すること。（第三者に及ぼした損害を含む）

（８）その他，本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じた事項については，学校及び市教育委員会と協議のうえ決定すること。

別紙　賃貸借期間等一覧

| 賃貸借期間 | 納入場所（施設名） | 所在地 | タブレット端末台数 | | 周辺機器（Mac mini）台数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 児童用 | 教員用 | |
| 令和２年１２月　１日から<br>令和７年１１月３０日まで | 学務課 | 神栖市溝口４９９１番地５ | ２５ | １２ | |
| | 軽野東小学校 | 神栖市奥野谷５７４６番地２ | ２８０ | １７ | 1 |
| | 深芝小学校 | 神栖市深芝南三丁目８番地 | ５７５ | ３０ | 1 |
| 令和３年　３月　１日から<br>令和８年　２月２８日まで | 息栖小学校 | 神栖市平泉２７８０番地 | ７１０ | ４２ | 1 |
| | 軽野小学校 | 神栖市知手２番地２ | ３９０ | １８ | 1 |
| | 大野原小学校 | 神栖市大野原中央二丁目１番８号 | ５２７ | ２９ | 1 |
| | 横瀬小学校 | 神栖市横瀬１２７６番地１５ | ５７３ | ２６ | 1 |
| | 大野原西小学校 | 神栖市大野原五丁目１番４５号 | ４７０ | ２３ | 1 |
| | 波崎小学校 | 神栖市波崎８７５９番地 | ２６５ | １６ | 1 |
| | 波崎西小学校 | 神栖市波崎５０１１番地 | １８７ | １２ | 1 |
| | 植松小学校 | 神栖市土合本町四丁目９８０９番地２ | ４９０ | ２６ | 1 |
| | やたべ土合小学校 | 神栖市土合南三丁目１６番３６号 | ３０５ | １７ | 1 |
| | 太田小学校 | 神栖市太田５９８番地２ | １６８ | １０ | 1 |
| | 須田小学校 | 神栖市須田１１７７番地１３ | ２５５ | １４ | 1 |
| | 柳川小学校 | 神栖市柳川中央一丁目９番地１０ | １０５ | ９ | 1 |

| 賃貸借期間 | 納入場所<br>（施設名） | 所在地 | タブレット端末台数 | | 周辺機器（Mac mini）台数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 生徒用 | 教員用 | |
| 令和３年　３月　１日から<br>令和８年　２月２８日まで | 神栖第一中学校 | 神栖市知手１００番地３ | ２４５ | １９ | 1 |
| | 神栖第二中学校 | 神栖市平泉東一丁目６０番地１ | ６１０ | ４６ | 1 |
| | 神栖第三中学校 | 神栖市知手中央七丁目１番１７号 | ３４５ | ２１ | 1 |
| | 神栖第四中学校 | 神栖市大野原中央二丁目８番４６号 | ４３０ | ２８ | 1 |
| | 波崎第一中学校 | 神栖市波崎７０７０番地 | ２１５ | １９ | 1 |
| | 波崎第二中学校 | 神栖市矢田部３１２０番地 | １５０ | １５ | 1 |
| | 波崎第三中学校 | 神栖市須田２３４０番地１ | ３００ | ２６ | 1 |
| | 波崎第四中学校 | 神栖市土合北一丁目８番１０号 | ２８０ | ２５ | 1 |

参考資料　　公立学校情報機器整備費補助金

１．事業概要
　　児童生徒１人１台端末の整備に係る補助金

２．補助割合
　　１台あたり上限４万５千円

３．補助対象台数
　　令和元年５月１日現在の市内小，中学校の全児童生徒数の３分の２
　　※神栖市においては，小・中学校の補助対象台数は５,２６５台の予定

４．補助対象に含まれる費用
　　・タブレット端末
　　・キーボード
　　・端末管理ソフトウェア（MDM）のライセンス料
　　・機器の運搬搬入費，設置費用
　　※リース契約の場合は，上記の端末等の購入費相当額となる。
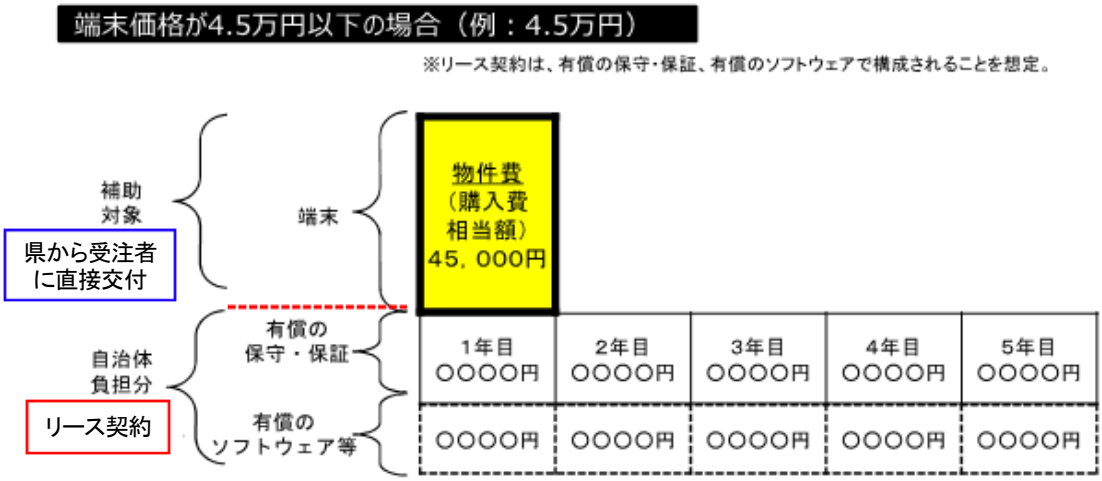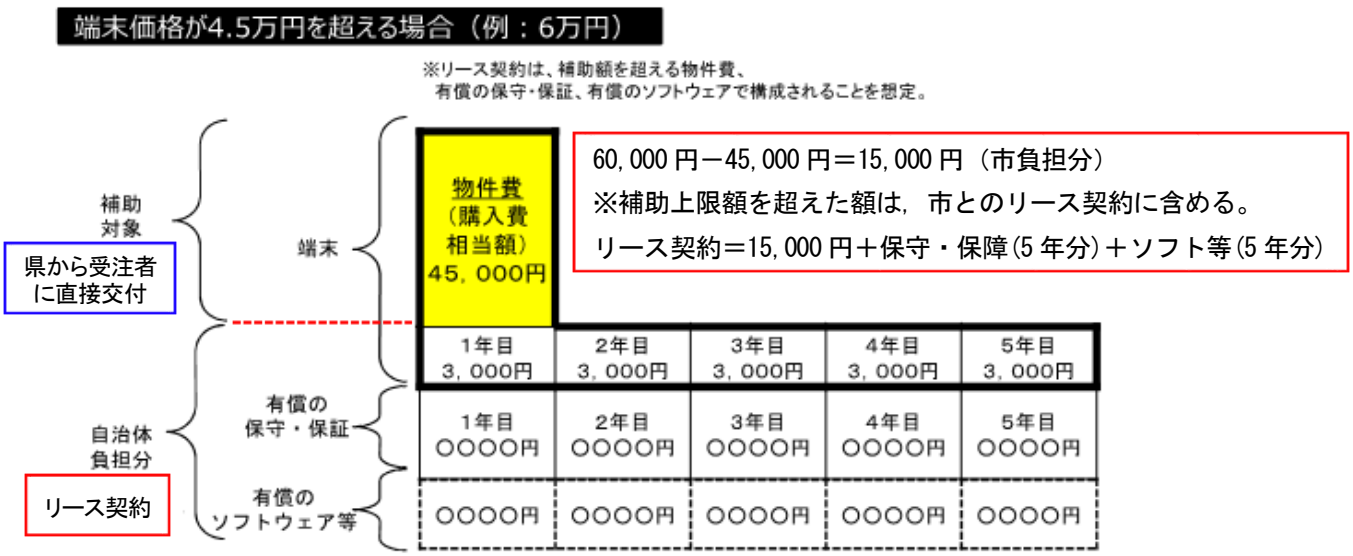
５．補助イメージ図